

秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な
飲料水の確保に関する条例の一部を改正することについて

秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 水道法施行規則の一部改正に準じて、小規模水道及び小規模受水槽水道における清掃等の実施間隔に係る規定を改めること。
- (2) 飲用井戸等衛生対策要領の一部改正に伴い、条例で使用する用語について、「受水槽」を「貯水槽」に、「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改めること。

秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

目次中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第1条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「受けるための」を「貯えるための」に、「受水槽」を「貯水槽」に改め、同条第6号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第4条第1項第2号中「沈でん池」を「ちんでん池」に改める。

第9条第1項中「前回の水質検査を行った日の翌日から起算して1年以内に」を「毎年1回以上定期的に」に改め、「定期的」を削る。

第10条（見出しを含む。）及び第11条第1項中「措置」を「処置」に改める。

「第3章 小規模受水槽水道」を「第3章 小規模貯水槽水道」に改める。

第12条及び第13条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「受水槽」を「貯水槽」に、「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第2号中「受水槽」を「貯水槽」に、「措置」を「処置」に改め、同項第4号中「措置」を「処置」に改め、同条第2項本文中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「前回の検査を受けた日の翌日から起算して1年以内に」を「毎年1回以上定期的に」に改め、同項ただし書中「小規模受水槽水道の受水槽」を「小規模貯水槽水道の貯水槽」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第15条第4項中「措置」を「処置」に改め、同条第5項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「措置」を「処置」に改め、同条第6項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第16条及び第17条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(秦野市水道事業給水条例の一部改正)

2 秦野市水道事業給水条例（昭和39年秦野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「秦野市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

議案第10号 秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例案
 新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>秦野市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 小規模貯水槽水道 (第12条―第14条)</p> <p>第4章―第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p>	<p>秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 小規模受水槽水道 (第12条―第14条)</p> <p>第4章―第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p>

(1)・(2) (略)

(3) **小規模貯水槽水道** 水道事業のために使用する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業のために使用する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を**貯えるための水槽**（以下「**貯水槽**」という。）を有するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

(4)・(5) (略)

(6) 設置者 小規模水道又は**小規模貯水槽水道**の所有者又は所有者以外の者でそれらの施設の管理に関する権原を有するものをいう。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、その小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) (略)

(2) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過

(1)・(2) (略)

(3) **小規模受水槽水道** 水道事業のために使用する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業のために使用する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を**受けるための水槽**（以下「**受水槽**」という。）を有するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

(4)・(5) (略)

(6) 設置者 小規模水道又は**小規模受水槽水道**の所有者又は所有者以外の者でそれらの施設の管理に関する権原を有するものをいう。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、その小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) (略)

(2) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過

池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 (略)

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、その小規模水道により供給する水について、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、水質検査を行わなければならない。

2・3 (略)

(衛生上の処置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な処置をとらなければならない。

(1) (略)

(2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な処置をとること。

(3) (略)

(給水の緊急停止等)

第11条 小規模水道の設置者は、その小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる処置をとらなければならない。

2 (略)

池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 (略)

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、その小規模水道により供給する水について、前回の水質検査を行った日の翌日から起算して1年以内に、規則で定めるところにより、定期の水質検査を行わなければならない。

2・3 (略)

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置をとらなければならない。

(1) (略)

(2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置をとること。

(3) (略)

(給水の緊急停止等)

第11条 小規模水道の設置者は、その小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置をとらなければならない。

2 (略)

第3章 小規模貯水槽水道

(給水開始の届出)

第12条 小規模貯水槽水道の設置者は、その小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更又は廃止の届出)

第13条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又はその小規模貯水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(管理基準等)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その小規模貯水槽水道を管理しなければならない。

- (1) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために貯水槽の点検その他必要な処置をとること。
- (3) (略)
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる処置をとること。

2 小規模貯水槽水道の設置者は、その小規模貯水槽水道の管理について、毎年1回以上定期に、規則で定めるところにより、

第3章 小規模受水槽水道

(給水開始の届出)

第12条 小規模受水槽水道の設置者は、その小規模受水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更又は廃止の届出)

第13条 小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又はその小規模受水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(管理基準等)

第14条 小規模受水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その小規模受水槽水道を管理しなければならない。

- (1) 受水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために受水槽の点検その他必要な措置をとること。
- (3) (略)
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置をとること。

2 小規模受水槽水道の設置者は、その小規模受水槽水道の管理について、前回の検査を受けた日の翌日から起算して1年以内

市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、その小規模貯水槽水道の貯水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。

- 3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、その記録をその検査を受けた日から起算して3年間保存しなければならない。

(改善の指示等)

第15条 (略)

2・3 (略)

- 4 市長は、小規模水道の衛生上の処置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、その小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、その小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の処置をとるよう指示することができる。

- 5 市長は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項の基準に適合していないと認めるときは、その小規模貯水槽水道の設置者に対し、期限を定めて、その小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な処置をとるよう指示することができる。

- 6 市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第2項に規定する検査を受けないときは、その設置者に対し、期限を定めて、検査を受けるよう指示することができる。

に、規則で定めるところにより、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、その小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。

- 3 小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、その記録をその検査を受けた日から起算して3年間保存しなければならない。

(改善の指示等)

第15条 (略)

2・3 (略)

- 4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、その小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、その小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置をとるよう指示することができる。

- 5 市長は、小規模受水槽水道の管理が前条第1項の基準に適合していないと認めるときは、その小規模受水槽水道の設置者に対し、期限を定めて、その小規模受水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるよう指示することができる。

- 6 市長は、小規模受水槽水道の設置者が前条第2項に規定する検査を受けないときは、その設置者に対し、期限を定めて、検査を受けるよう指示することができる。

(給水停止命令)

第16条 市長は、小規模水道又は小規模貯水槽水道の設置者が、前条の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることがそれらの施設の利用者の健康を害すると認めるときは、その設置者に対し、その指示に係る事項を履行するまでの間、それらの施設による給水を停止するよう命じることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 (略)

2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、その小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又はその職員をして小規模貯水槽水道のために使用する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3・4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(給水停止命令)

第16条 市長は、小規模水道又は小規模受水槽水道の設置者が、前条の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることがそれらの施設の利用者の健康を害すると認めるときは、その設置者に対し、その指示に係る事項を履行するまでの間、それらの施設による給水を停止するよう命じることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 (略)

2 市長は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、その小規模受水槽水道の設置者に対し、小規模受水槽水道の管理について必要な報告を求め、又はその職員をして小規模受水槽水道のために使用する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3・4 (略)

(秦野市水道事業給水条例の一部改正)

2 秦野市水道事業給水条例（昭和39年秦野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を「秦野市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に改める。

水道の種類等

水道法	種類	水源	基準等
適用	(1) 水道用水供給事業	県内は県内広域水道企業団のみ	
	(2) 水道事業	市内は上下水道局のみ	
	(3) 専用水道	地下水、表流水又は水道水	居住人口100人超又は1日最大給水量20m ³ 超
	(4) 簡易専用水道	水道水	貯水槽の有効容量10m ³ 超
適用外	(5) 小規模水道	地下水又は表流水	(3)の小規模版（居住人口100人以下）
	(6) 小規模貯水槽水道	水道水	(4)の小規模版（有効容量10m ³ 以下）

} 市条例による
規制対象